

障害者総合支援法

「指定居宅介護・指定重度訪問介護」重要事項説明書

当事業所は、契約者に対して障害者総合支援法に基づく指定居宅介護・指定重度訪問介護サービスを提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上注意して頂きたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 株式会社ハートサービス
- (2) 法人所在地 岐阜県大垣市矢道町1丁目23番地
- (3) 電話番号 0584-93-0810
- (4) 代表者氏名 代表取締役 清水 洋一
- (5) ホームページ <http://www.heart-gp.org/sv-top/>

2. ご利用事業所

- (1) 事業所の種類
居宅介護・重度訪問介護
平成30年10月1日指定（岐阜県2112100058号）
- (2) 事業所の名称 ハートサービス
- (3) 事業所の所在地 岐阜県大垣市矢道町1丁目23番地
- (4) 電話番号 0584-93-3131
- (5) 開設年月 平成12年4月1日
- (6) サテライト事業所の名称
住宅型有料老人ホーム ハートサービス中川
- (7) 事業所の所在地 岐阜県大垣市中川町2丁目1088番地10
- (8) 電話番号 0584-82-0330
- (9) サテライト事業所の名称
サービス付き高齢者向け住宅 ハートサービス長松
- (10) 事業所の所在地 岐阜県大垣市長松町鼠原868番地
- (11) 電話番号 0584-84-3510

3. 事業の目的と運営方針

- (1) 事業の目的
指定居宅介護・指定重度訪問介護は、障害者総合支援法に基づき、訪問介護員が身体障害者に対し、適正な居宅介護サービスを提供することを目的として、サービスを提供します。
- (2) 運営の方針
契約者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話をを行うことにより、契約者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに契約者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るとともに、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 職員の配置状況

当事業所では、契約者に対してサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主たる事業所> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	計	常勤	非常勤	専従 兼務	業務内容	資格別人員
1. 管理者	1	1	0	兼務	業務の統括	介護福祉士 1名
2. サービス提供 責任者	3	3	0	専従2 兼務1	訪問介護員の指導等	介護福祉士 3名
3. 訪問介護員	19	3	16	専従16 兼務3	サービスの提供	介護福祉士 8名 ヘルパー2級 9名 初任者 2名
4. 事務職員	1	0	1	専従	必要な事務	

<サテライト事業所> (住宅型有料老人ホーム ハートサービス中川)

職 種	計	常勤	非常勤	専従 兼務	業務内容	資格別人員
1. サービス提供 責任者	1	0	1	兼務	訪問介護員の指導	介護福祉士 1名
2. 訪問介護員	11	0	11	兼務1 専従10	サービスの提供	介護福祉士 3名 ヘルパー2級 4名 初任者 3名 看護師 1名
3. 夜警	4	0	4	専従	夜間の警備	

<サテライト事業所> (サービス付高齢者向け住宅 ハートサービス長松)

職 種	計	常勤	非常勤	専従 兼務	業務内容	資格別人員
1. 訪問介護員	10	0	10	兼務	サービスの提供	介護福祉士 3名 ヘルパー2級 3名 初任者 2名 看護師 2名
2. 夜警	2	0	2	専従	夜間の警備	

5. 営業日及び営業時間

営業日	毎 日
営業時間	24時間（事業所勤務時間は、8：30～17：30）

※事業所勤務時間外は、電話等により常時連絡が可能な体制とします。

6. 指定居宅介護・指定重度訪問介護を提供する主たる対象者

身体障害者（18歳未満の者を除く。）

7. 当事業所が提供するサービス利用料金

(1) サービス提供時間は、原則として身体介護は3時間まで、家事援助は1時間30分まで、通院介助についても同様です。

(2) サービスごとの昼間時間帯（午前8時～午後6時）の料金は次のとおりです。

当社のサービス利用料金は、厚生労働省が告示している額です。

身体介護 (注1)	サービスに要する時間	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	3時間以上 (896単位に30分を増すごとに)
	介護費〈単位〉	255	402	584	83
家事援助 (注2)	サービスに要する時間	30分未満	30分以上 45分未満	45分以上 1時間未満	1時間30分以上 (302単位に15分を増すごとに)
	介護費〈単位〉	105	152	196	35
重度訪問介護	サービスに要する時間	1時間30分以上 2時間未満	2時間以上 2時間30分未満	2時間30分以上 3時間未満	3時間以上 3時間30分未満
	介護費〈単位〉	399	498	598	696

(注1) 身体介護を伴う通院介助の場合も同額です。

(注2) 身体介護を伴わない通院介助の場合は家事援助の利用料金表の30分毎（30分未満、1時間未満、1時間30分未満）と同額です。

※1 「サービスに要する時間」とは、居宅介護計画に位置付けられた内容の居宅介護を行うのに要する標準的な時間です。

※2 昼間時間帯以外の時間帯でサービスを行う場合は、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護給付費の支給限度額の範囲内であれば、介護給付費の給付対象となります。

○夜間（午後6時から午後10時まで） 25%

○早朝（午前6時から午前8時まで） 25%

○深夜（午後10時から翌日の午前6時まで） 50%

※3 契約者の同意の上で2人の訪問介護員がサービスを行う場合は、通常の利用料金の2倍の料金となります。

※4 契約者が未だ市町村から支給量の決定を受けていない場合は、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。市町村から支給量の決定を受けた後、自己負担額を除く金額が、市町村か

ら払い戻されます。(これを「償還払い」といいます。)

※5 契約者に対し1か月分の利用料について、サービス提供の翌日10日に請求書を発行いたしますので、請求書を受け取られた月の末日までにお支払下さい。

自動口座振替でお支払いの方は、各金融機関指定の振替日に自動口座振替させていただきます。ご入金・自動口座振替の確認ができましたら、領収書を発行いたします。

※6 訪問時不在の場合は、キャンセル料として1回あたり500円徴収します。

※7 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末日までの間、基本報酬に0.1%上乗せします。

8. 緊急時の対応方法

(1) 緊急連絡等

訪問介護員等は、訪問介護実施中に契約者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、ご家族等に速やかに連絡します。

(2) 救急車等の手配

緊急事態発生時でご家族等あらかじめ決められた緊急連絡先との連絡が取れない場合は、事業者の判断で搬送先等を決定します。

9. 身体拘束の禁止

原則として、契約者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に契約者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の契約者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

10. 虐待防止の為の措置

事業者は、契約者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の設置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従事者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修実施

11. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。事業者は損害賠償責任に必要な保険に加入しています。

但し、契約者の故意又は重大な過失が認められる場合は、事業者の損害賠償責任を減じることができるものとします。

12. 通常の実施地域

通常の実施地域は、大垣市、垂井町、養老町、神戸町、池田町とします。

13. 介護給付費の請求のための証明書の交付

サービス提供証明書が必要な場合は、いつでも交付しますのでお申出ください。

14. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 管理者 藤田 典子

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

緊急の場合はこの限りではありません。

2) 行政機関その他苦情受付機関

契約者が居住する市町村役場	大垣市役所 0584-81-4111 (代) 養老町役場 0584-32-1100 (代) 垂井町役場 0584-22-1151 (代) 神戸町役場 0584-27-3111 (代) 池田町役場 0585-45-3111 (代)
岐阜県運営適正化委員会 (社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会内)	電話番号 058-278-5136 受付時間 平日9:00～17:00
岐阜県国民健康保険団体連合会 (介護保険苦情相談窓口)	電話番号 058-275-9826 受付時間 平日9:00～17:00

15. 個人情報の提供に係る同意書

契約者及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することもあります。

- (1) 医療上、緊急の必要がある場合、医療機関等に個人に関する心身の状況等の情報を提供すること、並びに付随して家族の情報を提供すること。
- (2) 介護計画作成及び見直し等を行うサービス担当者会議等において、個人に関する心身状況等の情報を提供すること、並びに付随して家族の情報を提供すること
- (3) その他サービスの質の向上を目的とした会議等のために、個人及び家族の情報をを用いること

<個人情報の提供に係る事業所の遵守事項>

- (1) 個人情報の提供は、必要最小限とし提供にあたっては、関係者以外に情報が漏れないよう細心の注意を払います。
- (2) 当事業所は、提供の同意を得た資料を厳重に管理し、適正な保管に努めます。

16. 重要事項の閲覧について

この重要事項については、ホームページ及び事業所受付にて閲覧できます。

17. 写真・動画に係る同意書

当事業所における催し物等での写真撮影およびビデオ撮影した写真（画像）を事業所が発行する広報誌等に使用させていただきます。

同意する

同意しない